

北名古屋市行政改革大綱

(平成18～27年度)

平成18年12月
北名古屋市

目 次

1	行政改革大綱策定の背景（はじめに）	1
(1)	これまでの取り組み	1
(2)	さらなる行政改革の必要性	1
(3)	国の指針と新たな行政改革	6
(4)	まちづくりの目標	6
2	行政改革の推進体制等	7
3	公表及びパブリックコメントの実施	8
4	行政評価システムの導入	8
5	計画期間	8
6	行政改革の基本項目	8
(1)	事務・事業の再編・整理、廃止・統合	8
(2)	民間委託等の推進	9
(3)	定員管理の適正化	9
(4)	給与の適正化	10
(5)	外郭団体等の見直し	10
(6)	電子化の推進	10
(7)	財政の健全化	11
7	行政改革の当面における重点目標	11
8	その他	12
(1)	集中改革プランとの関係	12
(2)	市民参加による行政の推進	12
(3)	総合計画との整合	12
(4)	行政改革大綱の見直し	12
	用語の説明	13

1 行政改革大綱策定の背景（はじめに）

(1) これまでの取り組み

師勝町と西春町は、ほぼ全域が名古屋市都心部から10km圏内に位置し、都市化が進行するなかで高度化・多様化する住民ニーズや効果的かつ合理的な行政運営を行うため、昭和60年に策定した第1次行政改革大綱をはじめとして、平成7年から9年にかけて第2次行政改革大綱を策定し、積極的に行政改革に取り組んできた。

また、行政改革をさらに推進するため、短期・中期的なプランを策定し、具体的かつ実効性のある改善改革を実施する一方、事務事業評価制度も一部実施するとともに、最近では、補助金の廃止や縮小、給与及び定員管理の適正化、民間への業務委託や指定管理^{※1}者への施設管理委託を行い、行政組織についても機構改革を実施してグループ制の導入及び組織の合理化等を進め、簡素で効率的な行政運営に効果をあげてきている。

(2) さらなる行政改革の必要性

景気は緩やかな回復基調にあるものの、国・地方合わせて約1,000兆円もの借金を抱えるなかで、国は、三位一体の改革により地方交付税の見直しを行い、さらに削減される見込みである。本市は、こうした厳しい財政状況のなか、合併により行財政規模は大きくなったものの、依然、約130億円余りの借金を抱えている。

また、旧町から引き継いだ大型事業を多く抱えており、厳しさの増す歳入状況を考えたとき、将来にわたる持続可能な財政構造の構築が大きな課題となっている。

そうしたなかで、今後もより一層厳しい状況が予測されるため、自らの判断と責任のもとに、無駄をなくして限られた財源と職員等の行政資源を最大限活用し、自立した行政経営が求められている。

しかし、より良い生活環境を創造し、時代の変化に対応した満足度の高い住民サービスを提供するためには、単なる予算の削減等の改革にとどまらず、市民と協働のまちづくりを基本に市民ニーズを的確に把握し、さら

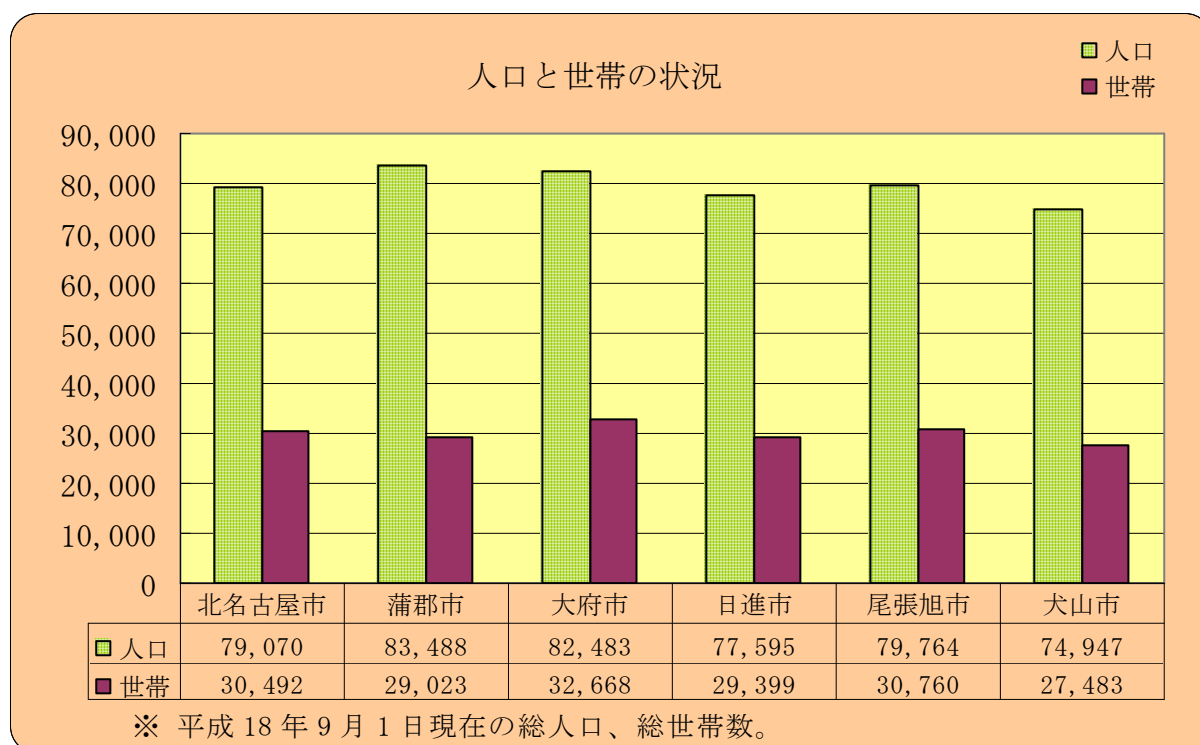
に行政改革を推進するなかで、財政の健全化を図る必要がある。

《参考》

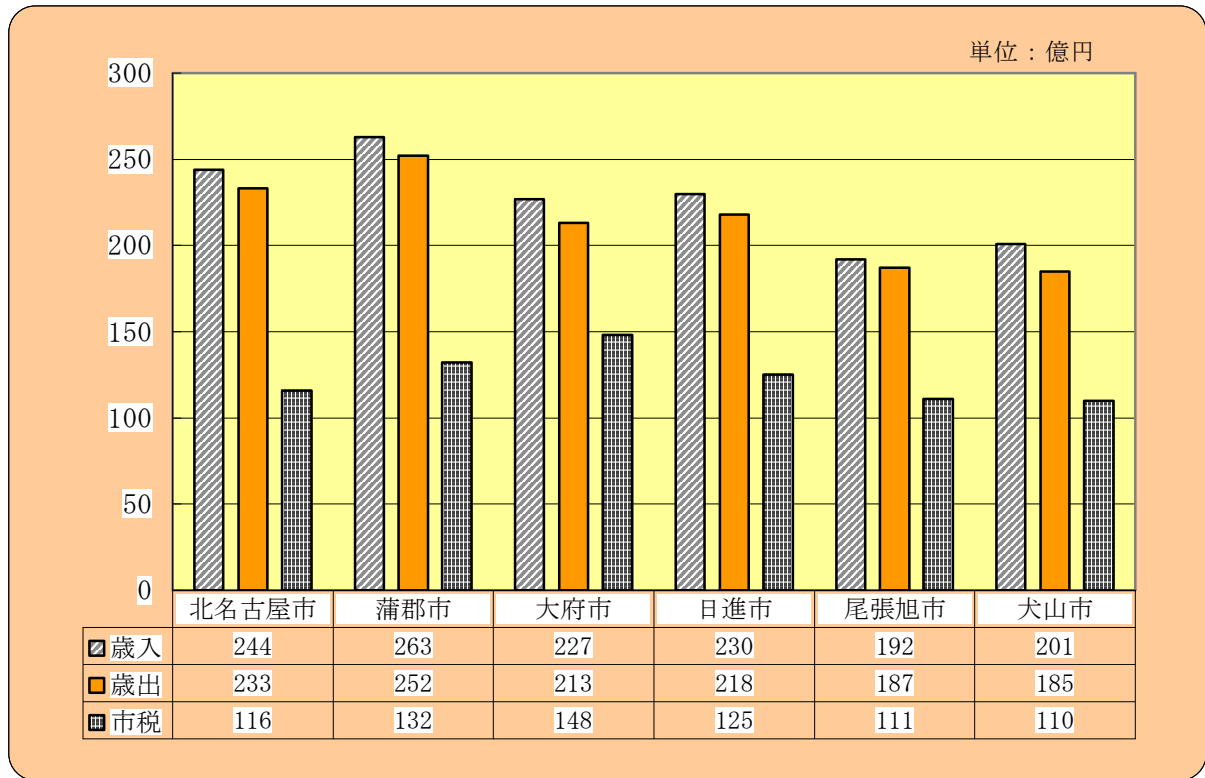
北名古屋市及び類似市における財政状況

財政状況は、類似市も含め、本市の実情を平成17年度地方財政状況調査の数値でまとめたものである。

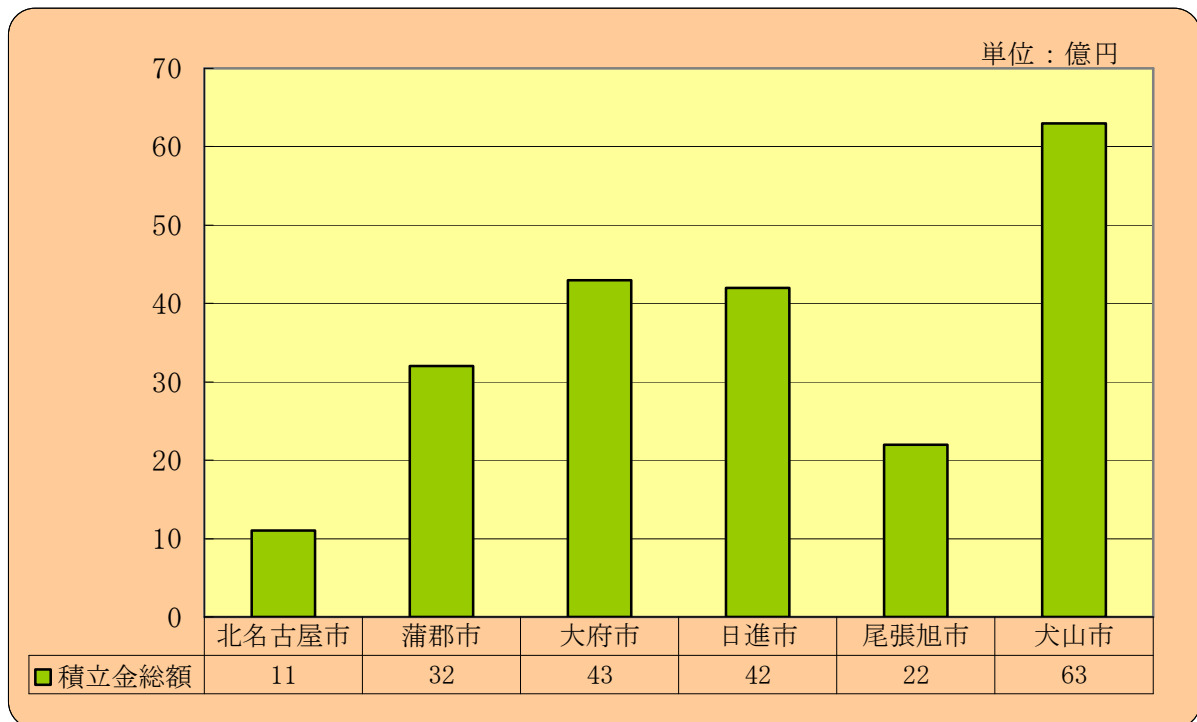
類似市の状況



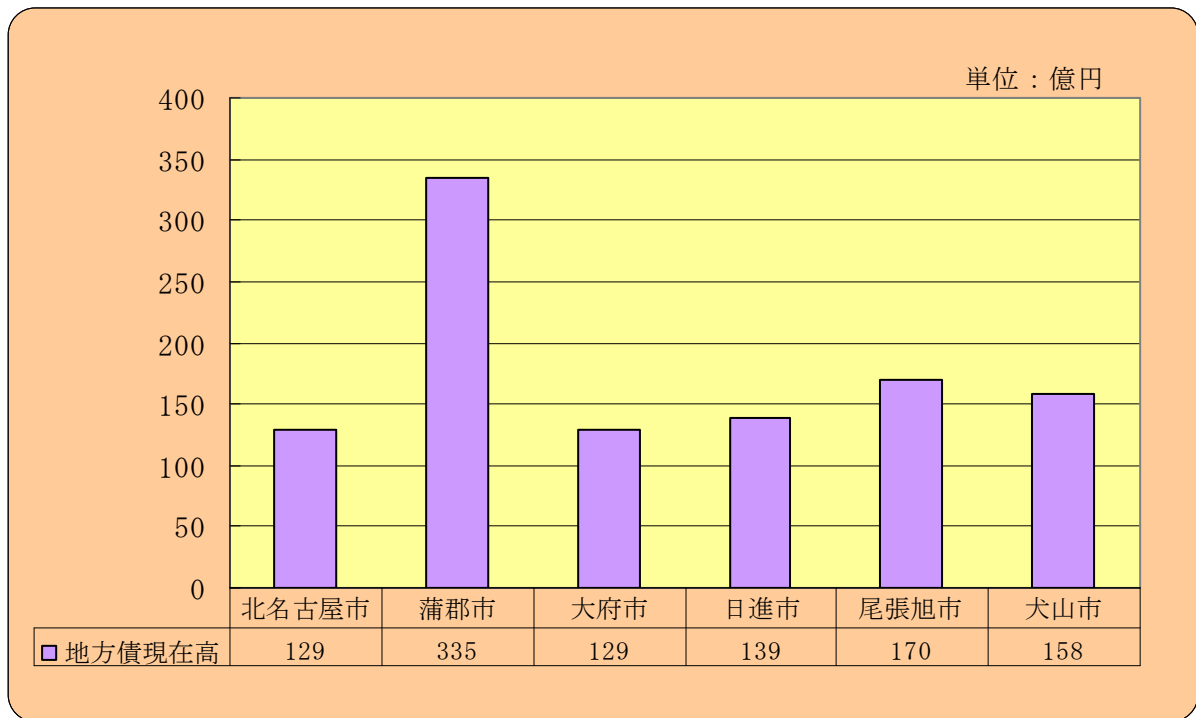
歳入・歳出・市税の決算状況



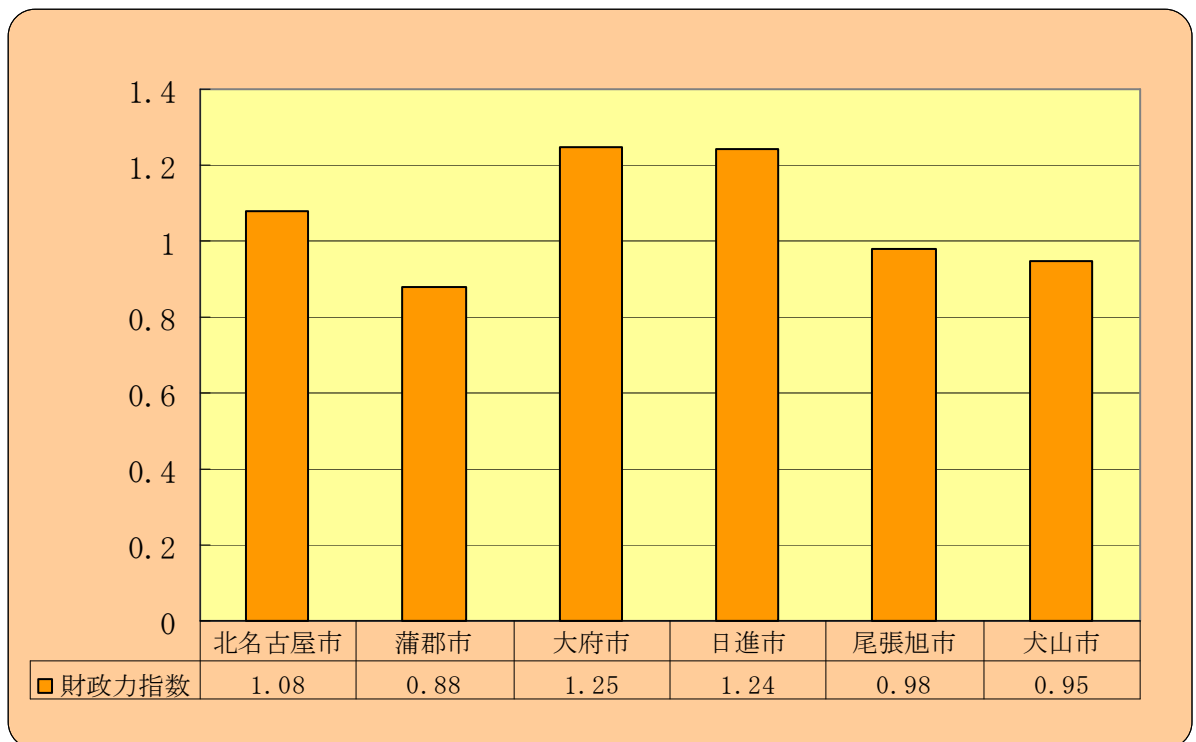
積立金総額



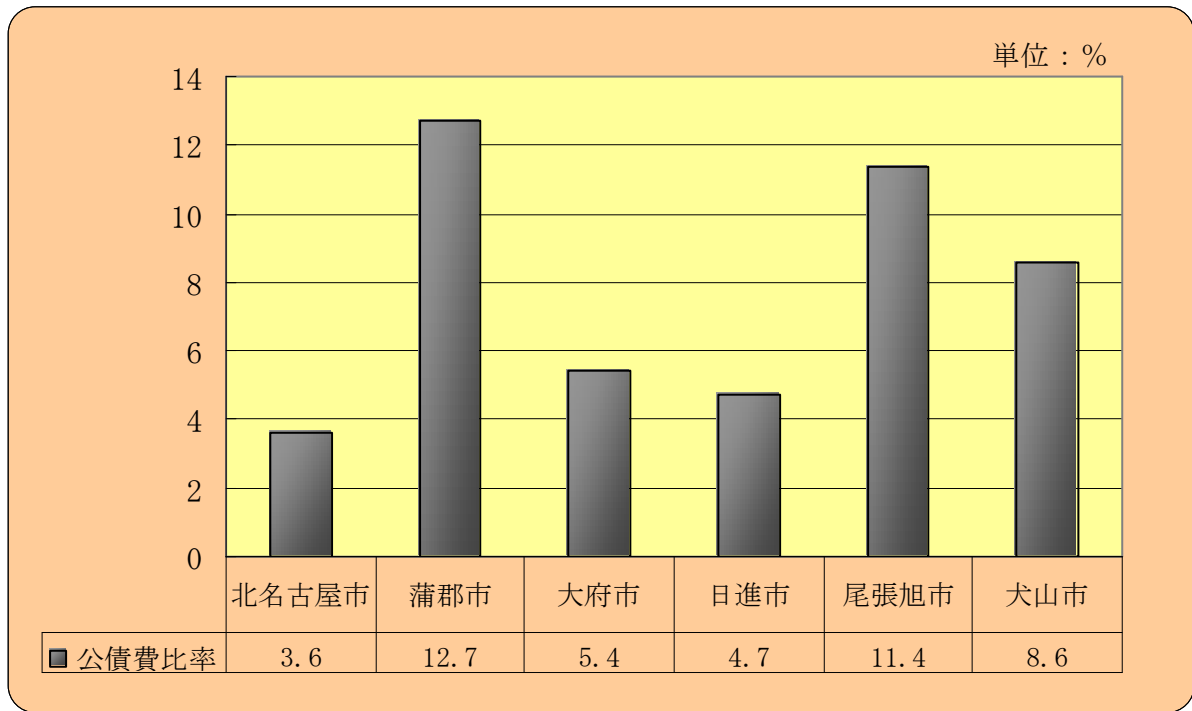
地方債現在高



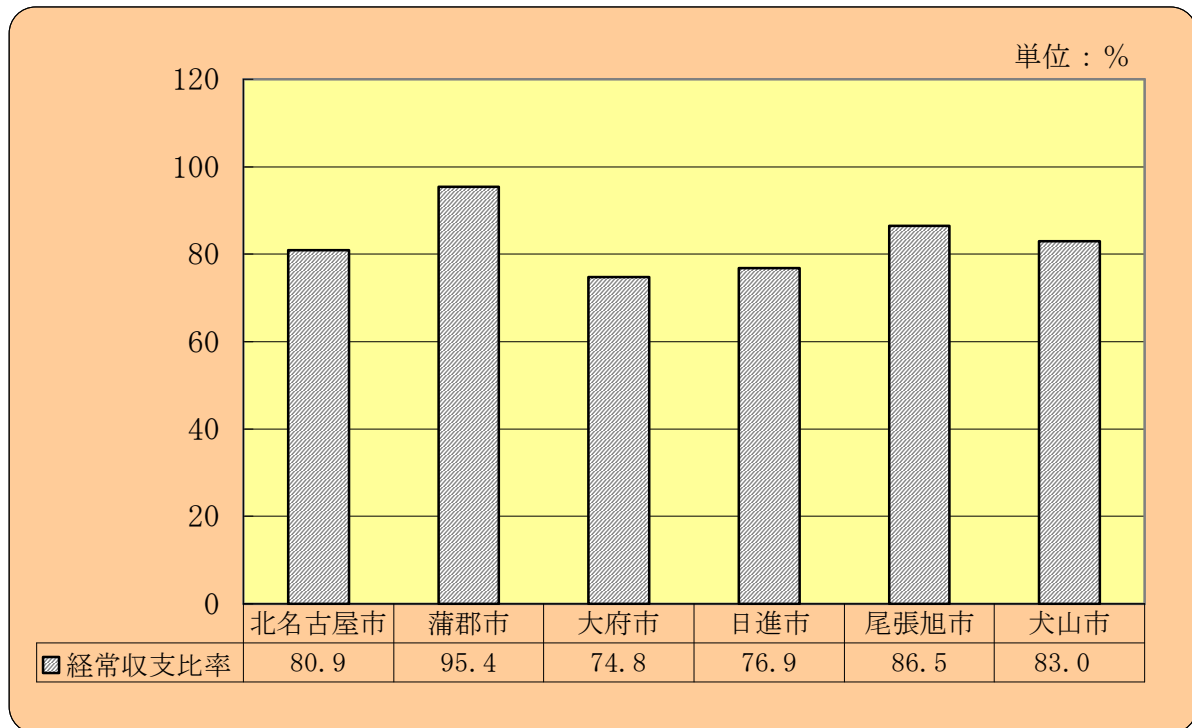
財政力指数^{※2}



※3
公債費比率



※4
經常收支比率



(3) 国の指針と新たな行政改革

国は、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議で決定した。ここでは、行政改革は、不断に取り組むべき課題であり、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から、簡素で効率的な政府を構築し、行財政運営の透明化、国民生活の利便性の向上を図ることとしている。

また、「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に総務事務次官より「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」が示され、地方自治体においても、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応した行政改革が求められている。

具体的には、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行い、平成17年度を起点とし、おおむね21年度までの取り組みを市民にわかりやすく明示した計画「集中改革プラン」を平成17年度中に公表することとしている。

本市においては、こうした指針を踏まえ、行政改革を着実にかつ継続的に推進するため、新たな視野と市民の目線に立った行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行政のスリム化、地方にふさわしい持続可能な行政サービスの向上を図る。

(4) まちづくりの目標

本市は、平成18年3月20日、師勝町と西春町が合併し、北名古屋市として誕生した。この合併協議会で策定した新市建設計画のなかで、将来像を「健康快適都市～誰もが安全・安心に暮らせるまち～」とし、その実現に向けたまちづくりを目指している。

まちづくりの基本理念は、「健康」・「快適」・「自立」の3点であり、まちづくりの基本方向として、次の6項目をあげている。

- ① 健康でいきいきしたまちづくり
- ② 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- ③ 環境にやさしいうるおいのあるまちづくり

- ④ 創造的で活力あるまちづくり
- ⑤ 豊かな心を育み文化の香るまちづくり
- ⑥ 自立と協働のまちづくり

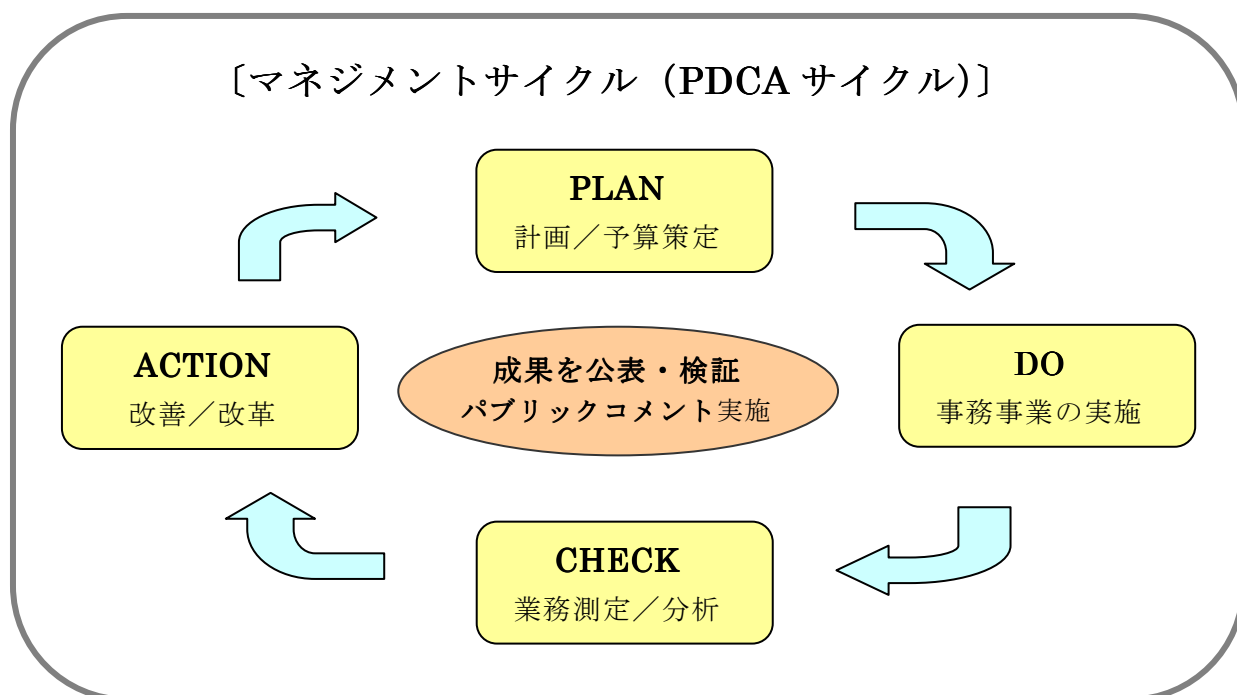
行政改革大綱においても、この基本理念と基本方向に沿って、快適な生活環境のなかで心も体も健康でいきいきと毎日を過ごし、生きがいに満ちた幸せな暮らしを送ることができるまちづくりを目標とする。

2 行政改革の推進体制等

市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応していくため、職員の意識改革を進めるなかで、行政運営の全般について、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のPDCAサイクル^{※5}を基本に、市民等の意見を取り入れ、次の組織により推進する。

《組織》

- ① 市長を本部長とする行政改革推進本部^{※6}を設置し、全庁体制で行政改革に積極的に取り組む。
- ② 行政改革推進本部の下部組織として、幹事会^{※7}及び部会^{※8}を設置する。
- ③ 市民・学識経験者等で構成する行政改革推進委員会^{※9}を設置し、幅広く市民から意見を求めるとともに、重要事項を審議する。



3 公表及びパブリックコメントの実施

行政改革大綱の策定状況は議会へ報告するとともに、随時、市の広報紙・ホームページ等を通じてわかりやすい形で市民に公表する。また、広く市民の意見を取り入れることができるよう、計画の内容についてパブリックコメント制度^{※10}（市民からの意見提出制度）を実施する。

4 行政評価システムの導入

限られた行政資源を有効に活用するためには、職員一人ひとりの意識改革が重要である。行政評価システム^{※11}の導入にあたっては、職員が合併一元化で調整し、合併協議会において方向性が決定された1,000件を超える施策や事務事業をベースにして、NPM（ニューパブリックマネジメント）手法^{※12}を取り入れ、一定の基準によりわかりやすい成果指標を使って客観的に各グループで点検、評価（内部評価）を実施するとともに、より実効性、効果性を図るため市民等による外部評価もあわせて実施する。

5 計画期間

計画期間は平成18年度から27年度までの10か年計画とする。

6 行政改革の基本項目

新しい時代にふさわしい、市民の目線に立った成果重視の行政運営（行政経営）を推進し、必要性のなくなった事務事業の休廃止、民間への業務委託や指定管理者制度の積極的な利用等により、力強い健全な財政基盤を構築する。

(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

各種補助金、イベントを含む事務事業全般について、経費のムリ・ムラ・ムダはないか、また市民ニーズに答えているものであるかをPDCAサイクルにより、常に見直しを行い、すでに目的を達成しているもの、時代にそぐわないもの、類似しているものなどを必要に応じて再編・整理、廃止・統合に努める。

(2) 民間委託等の推進

本市においてはこれまでも民間委託を進めてきたが、今後さらに、コストとサービスのバランスを考慮するとともに費用対効果を検討し、行政責任の確保とサービスの向上が見込めるものについては、積極的に民間委託を推進する。施設管理についても、施設の統廃合を含め管理のあり方を見直すとともに、公共施設の建設等にはPFI手法^{※13}の活用、管理運営には指定管理者制度を利用するなどして、徹底した整理合理化を検討し、経費の低減及び業務運営の合理化を図る。

(3) 定員管理の適正化

旧2町は、行政改革大綱等により、定員管理の適正化には積極的に取り組んできたが、厳しい財政状況等を踏まえ、事務事業の整理合理化、民間委託の推進等により職員の増加を抑制する。また、合併による適正な職員数及び団塊の世代の大量退職に伴う補充についても十分検討し、行政需要の変化に応じた適正な人員を配置するとともに、組織体系及び東西庁舎の組織配置等の見直しも図る。そのため数値目標を定めた定員適正化計画を策定する。

年度別職員適正化計画

(単位：人)

年 度	17	18	19	20	21	22
前年度退職者数		19	19	19	19	18
採用者数		13	13	13	13	12
増減人数		△6	△6	△6	△6	△6
4月1日職員数	552	546	540	534	528	522
年 度	23	24	25	26	27	合計
前年度退職者数	18	11	19	16	12	170
採用者数	12	7	11	9	7	110
増減人数	△6	△4	△8	△7	△5	△60
4月1日職員数	516	512	504	497	492	

平成27年4月1日の採用者数を含めた削減率は、対17年度比10.9%である。

(4) 給与の適正化

給与制度については、人事院勧告に準拠し、その都度給与の見直しを行ってきたが、厳しい社会経済情勢を踏まえ、さらに点検するとともに特殊勤務手当等については業務の性格や内容を踏まえ、合併一元化において具体的に調整を進め、制度の趣旨に合致しないものは、廃止するなどさらに見直しを進めるとともに昇給・昇格についても運用を含めて、適正化を図る。

なお、市民の理解が得られる給与制度となるよう、定員管理も含め、毎年広報紙やホームページに掲載し、公表する。

(5) 外郭団体等の見直し

財政的に破綻する自治体があるなかで、持続可能な行政運営（行政経営）をしていくためには、外郭団体（各種補助団体を含む。）の見直しも避けて通ることはできない。

市からの補助金に大きく依存して運営している団体は、本来独立した経営主体であることから、自立性の向上及び自主財源の確保等に努めるとともに補助金の縮小を検討する。また、運営も自らが改革改善に取り組むように促し、設立目的や経営状況を精査し、類似団体については統廃合を推進する。

地方公営企業等^{※14}については、独立採算の原則に則り、民間的経営手法の積極的な導入を図り、サービスの維持・向上に努めるとともに事務事業の見直し、民間委託の推進などにより経営の健全化を一層推進する。

(6) 電子化の推進

新時代に対応した行政サービスの提供及び事務事業の効率化・合理化を目的に、個人情報保護のためのセキュリティ対策に十分留意しながら、電子化を推進する。また、総合行政ネットワーク（L G W A N）^{※15}、住民基本台帳ネットワークシステム^{※16}、公的個人認証サービス^{※17}などの基盤を活用し、電子自治体の構築を促進する。

(7) 財政の健全化

行政運営については、最少の経費で最大の効果が得られるよう、歳入歳出全体について徹底した効率化、合理化を推進し、財政の健全化を図る。

歳入については、市税等の収納率の向上や受益者負担^{※18}の適正化に努めるとともに、国、県からの負担金、補助金等は国の三位一体改革による補助金の削減、税源移譲等が進められるなかで、継続的確保に努める。

歳出については、事務事業の整理合理化、職員の定員管理及び給与の適正化、民間委託の推進等に努める。各種補助金については補助の趣旨、内容等を十分精査し、効果性を検証するなど見直しを図る。

7 行政改革の当面における重点目標

本市は、合併により庁舎を二つ構える形でスタートしたが、行政組織をはじめ、事務事業のあり方等について、市民サービス向上のため、さらに検討しなければならない状況にある。

そうしたなかで、基本方針としては、「行政改革の基本項目」に定める方針に沿って推進し、当面は次の3項目を重点に行政改革を進める。

(1) 合併時に調整された事務事業等について、一元化されたもの、されていないものを、さらに調整、点検し、適切な行政の推進とサービスの提供に支障のないように努める。

(2) 本市の財政は、決して良好とは言えず、厳しい状況にあるので、職員の意識改革を図り、集中改革プランを着実に実行するなかで、次の項目を重点的に進める。

ア 経常経費の抑制

イ 事務事業の民間委託

ウ 施設管理の民間委託及び指定管理者制度の利用促進

エ イベントの統廃合

オ 人件費の削減

- (3) 学校・庁舎の耐震化、雨水貯留施設築造、排水機場建設及び駅周辺整備事業等の大型事業は、財政状況を常に見極め、緊急性、効果性等を十分考慮して、他の事務事業と調整を図りつつ、計画的に推進する。

8 その他

(1) 集中改革プランとの関係

行政改革大綱及び集中改革プランは、平成18年度を計画の起点とする。また、目標年度については、集中改革プランは平成21年度までの4年間とするが、行政改革大綱はプランを包括するかたちで、平成27年度までの10年間とする。

内容については、行政改革大綱において、政策・施策の改革目標等を定めるとともに、集中改革プランは、具体的に改善・改革項目を事務事業ごとに数値目標を含めて明示するものとする。

(2) 市民参加による行政の推進

行政改革を進めるには、市民の理解と協力が欠かせないため、情報を積極的に提供し、市民と共有するなかでそれぞれの役割を明確にしながらか、一体的なまちづくりを推進する。

また、これから退職をむかえる団塊の世代についても、地域活動等に参画できるよう配慮する。

(3) 総合計画との整合

行政改革大綱等は、新たに策定される総合計画（実施計画含む）と連動させるとともにその整合を図る。

(4) 行政改革大綱の見直し

行政改革大綱は、変化する社会経済情勢及び地方行政を取りまく諸問題に的確かつ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しをする。

用語の説明

※1 指定管理者

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が平成15年9月2日から施行され、公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人その他の団体に行わせることが可能になった。目的としては、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図る。

※2 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、地方交付税（普通交付税）の交付基準となっている指数。この指数が「1」を上回ると地方交付税の不交付団体となる。愛知県内の都市の平均は、16年度決算で1.06である。

※3 公債費比率

地方公共団体が借り入れたお金の元金及び利子の償還に必要な経費を公債費といい、公債費比率とは経常一般財源総額に占める割合のこと。愛知県内の都市の平均は、16年度決算で9.8%である。

※4 経常収支比率

毎年度経常的に収入される一般財源（地方税、地方交付税など）のうち、経常的に支払わなければならない経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた一般財源の占める割合。75～80%が適正水準。愛知県内の都市の平均は、16年度決算で81.8%である。

※5 PDCAサイクル

市の政策・施策や事務事業について目標を設定して計画的に実施し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるシステム。マネジメントサイクルという。

※6 行政改革推進本部

市長を本部長とし、本部員は部長職で構成する。行政改革に係る重要事項を審議する。

※7 幹事会及び部会

※8

行政改革推進本部の下部組織として、それぞれ次長職及びリーダー職で構成する。行政改革大綱、集中改革プランの策定及び進行管理等について、協議又は調整等を行う。

※9 行政改革推進委員会

市民、学識経験者等10名で構成する。行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

※10 パブリックコメント制度

行政機関などの意思決定過程において、広く国民（市民）に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

※11 行政評価システム

市が行う事業全般について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度及び成果を判定するシステム。評価の結果についての公表も重要である。

※12 NPM手法

民間企業で活用されている経営理念や手法を、可能な限り公的部門に適用する手法。

※13 PFI手法

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

コストの削減及びより質の高い公共サービスの提供を目的とする。

※14 地方公営企業

地方公共団体の経営する企業。地方公営企業法に適用される事業が定められており、水道（簡易水道事業を除く）、工業用水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガスの7種がある。それ以外の、下水道、市場、埋め立てなどは、自治体の条例で同法の適用について定めることができる。

※15 総合行政ネットワーク

全地方自治体に接続した全国規模のネットワークで、国や地方公共団体相互の情報通信の円滑化、情報の共有化を図る。高いセキュリティの維持や安定した稼働により、よりよいサービスの提供を目的とする。

※16 住民基本台帳ネットワークシステム

住民票コードを基に、行政機関に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとしてネットワーク化したもの。

高度情報化社会に対応し、住民の負担軽減や、サービスの向上を目的とする。

※17 公的個人認証サービス

インターネットを利用して行政機関へ電子申請、届出等を行う場合に、申請者が本人であること、申請内容がオンラインの途中で改ざんされていないことを証明するサービス。

※18 受益者負担

特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合に、その人に応分の負担を求めることにより、受益者と非受益者との公平性を確保しようとする。